

AS9100:2016/ISO9001 : 2015 Quality management system 埼玉車体株式会社	発行年月日 2021.04.01	管理責任者 小山 俊洋	版数 3	ページ 1/6
--	---------------------	----------------	---------	------------

品質管理共通仕様書

埼玉車体株式会社

AS9100:2016/ISO9001 : 2015 Quality management system 埼玉車体株式会社	品質管理共通仕様書	発行年月日 2021.04.01	管理責任者 小山 俊洋	版数 3	ページ 2/6
--	-----------	---------------------	----------------	---------	------------

改訂履歴

版 数	変更改訂年月日	改訂・変更の理由及び内容	承 認	担 当
0 1	2017 年 06 月 01 日	初版発行	大竹 謙	本田
0 2	2017 年 08 月 01 日	AS9100 一次審査による見直し	大竹 謙	本田
0 3	2021 年 04 月 01 日	管理責任者の変更	大竹 謙	小山

AS9100:2016/ISO9001 : 2015 Quality management system 埼玉車体株式会社	発行年月日 2021.04.01	管理責任者 小山 俊洋	版数 3	ページ 3/6
--	---------------------	----------------	---------	------------

目次

1. 総則	4
1.1 目的	4
1.2 適用範囲	4
2. 要求事項	4
2.1 図面等の管理	4
2.2 測定器の管理	4
2.3 完成品の検査	4
2.4 識別及び検査成績書類	4
2.5 不適合品の処理	4
2.6 是正処置	5
2.7 保管中の物品の管理	5
2.8 包装及び出荷	5
2.9 貸与治工具類・成形型	5
2.10 認識に関する教育	5
3. 品質管理審査・監査	5
3.1 品質管理審査・監査	5

AS9100:2016/ISO9001 : 2015 Quality management system 埼玉車体株式会社	発行年月日 品質管理共通仕様書 2021.04.01	管理責任者 小山 俊洋	版数 3	ページ 4/6
--	----------------------------------	----------------	---------	------------

1. 総則

1.1 目的

この仕様書は、埼玉車体株式会社(以下「甲」という)が部品の全部または一部を外注するに当たり(以下「乙」)、甲の品質要求事項に適合していることを保証するために、定められたものである。

注記：この文書の 9100 適用の活動についての追加事項は、斜字かつ太字で表記する。

1.2 適用範囲

(1)この仕様書は、乙に対して甲が、この仕様書を注文書、又は他の契約文書等のいずれかに引用した場合に適用する。

2. 要求事項

2.1 図面等の管理

- (1)乙は製造、検査で使用される図面、規格、仕様書等(以下「図面類」という)が最新の状態に維持できる仕組みを設定しなければならない。
- (2)図面類の変更が実施された場合、廃止された図面類が使用されないようすべて回収するとともに回収されたことが確認できるようにしなければならない。
- (3)図面類の変更の記録を維持し、甲が必要に応じて確認できるようにしなければならない。

2.2 測定器の管理

- (1)乙は、製品が品質要求事項に適合していることを確かめるために必要な測定器を準備しかつ維持しなければならない。
- (2)乙は、測定器の正確さを維持し、保証するために、使用目的及び使用頻度に応じて、校正又は検査を実施するために、原則として国家基準と正確な関連性を有する標準器で行わなければならない。また、測定器には校正日付、次回校正日付の表示がなされており、有効期限切れ、又は不合格となった測定器を使用してはならない。

2.3 完成品の検査

乙は、完成品が契約要求事項に適合していることを確かめるために、外観・寸法等の必要な検査を実施しなければならない。また、甲から配布された図面と、適用した図面の REV. が一致しているか確認を行うこと。

2.4 識別及び検査成績書類

- (1)製品には甲が要求した場合は部品番号、品名等を指定されたマジック（スキルライター）で直接表示するものとする。
通常は現品票を使用して識別を行なうこと。
- (2)製品にはその納入ごとに当該納入品が発注仕様を満足することを証明する客観的証拠として検査成績書を添付しなくてはならない。

2.5 不適合品の処理

甲の不適合報告を受けた製品を納入する場合は、製品の不適合が確認できるよう

AS9100:2016/ISO9001 : 2015 Quality management system 埼玉車体株式会社	発行年月日 2021.04.01	管理責任者 小山 俊洋	版数 3	ページ 5/6
--	---------------------	----------------	---------	------------

識別し、納入するものとする。

2.6 是正処置

乙は、甲より改善依頼のあった不適合内容に関し、再発防止のため、有効な是正処置を決定し、その内容を速やかに甲へ回答すること。また、決定した是正処置を継続的に実施するため、改善活動を行なうこと。

2.7 保管中の物品の管理

乙は製品に使用される材料、部品、構成部品、組立品、完成品、支給品及び貸与品の品質を保護し、かつ損傷、損失及び劣化等を防止するために識別、防錆、保管並びに保管中の定期点検を含む手順を設定して管理しなければならない。又、耐用期限のある材料、部品は定期的に点検確認し、定められた期限が切れないよう管理しなくてはならない。

2.8 包装及び出荷

- (1) 乙は輸送中における損傷を防止するために、必要な包装及び出荷に関する手順を定めなければならない。
- (2) 乙は包装、出荷、輸送について、甲より特別な要求があるときは、それに従わなければならない。
- (3) 出荷に当たっては、必要書類の添付その他契約で要求されている作業が全て終了し記録が残されており荷姿、員数が定められたとおりであるか確認しなくてはならない。

2.9 貸与治工具類・成型型

甲が貸与した治工具・成型型については、乙は損傷等がないよう適切に管理し契約完了後、速やかに甲に返却すること。

2.10 認識に関する教育

乙は、管理下で働く人々が、次の事項に関して認識をもつことを確実にしなければならない。

- a) 甲の品質方針
- b) 関連する品質目標
- c) パフォーマンスの向上によって得られる便益を含む、品質マネジメントシステムの有効性に対する自らの貢献
- d) 品質マネジメントシステム要求事項に適合しないことの意味
- e) **品質マネジメントシステムに関連する文書化した情報及びその変更**
- f) **製品又はサービスの適合に対する自らの貢献**
- g) **製品安全に対する自らの貢献**
- h) **倫理的行動の重要性**

3. 品質管理審査・監査

3.1 品質管理審査・監査

甲は、乙の品質維持及び管理を目的とし、以下の a)、b) の審査・監査を行なう。なお、審査及び、監査を行

AS9100:2016/ISO9001 : 2015 Quality management system 埼玉車体株式会社	発行年月日 2021.04.01	管理責任者 小山 俊洋	版数 3	ページ 6/6
--	---------------------	----------------	---------	------------

なう際は、甲から前もって通知した上で監査を行うこととする。

a) 初回審査

契約前に、本仕様書の要求事項を満足していることを確認する審査。品質マネジメントシステム、本仕様書の内容を実施出来る環境が構築されているかの確認を行う。

b) 定期審査（品質ビジット）

甲が決めた一定の間隔で、定期的に乙に対して実施する監査。初回審査又は、前回審査で確認した品質マネジメントシステムが維持されているか、製造された製品が要求通り製作されているか確認をする。

審査又は監査で指摘された不適合について、「協力メーカー品質ビジットチェック表」で是正処置を要求された場合は、速やかに有効な是正処置を決定し、その回答を「品質ビジット指摘／対策内容」に記載し、甲へ提出すること。

別紙添付

- ① 協力メーカー品質ビジットチェック表
- ② 品質ビジット指摘／対策内容
- ③ 品質方針
- ④ 重点目標